ACSES ニュースレター_２３９１号（2022 年 10 月４日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（22 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇金属溶接工場で火災　車やバイクも焼く　三重・亀山〈新聞報道〉
◇事故、事件の続報
・金沢工業大学内で実験中の学生ら３人重軽傷：クレーン吊り上げ準備中に土壁の下敷きに…金沢工業大学で学生ら３人が重軽傷〈放送報道〉／食い違う当時の状況… 土壁が倒れ学生らが下敷きに 事故はどのようにして起きた？〈放送報道〉／学生らが推定 400 キロの土壁の下敷きに「ヘルメットはしていなかった」 ３人が重軽傷で大学が緊急会見〈放送報道〉／【会見全文】大学内で実験中の学生ら３人ケガ 事故の発生状況は? 〈放送報道〉
・法政大１年死亡の自転車ロードレース事故　連盟が経過報告書「少なくとも２４人転倒」現場は危険と判断せずクッションなし〈放送報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・石綿救済法に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定結果について〈環境省〉
・長崎大学病院医師が酒気帯び運転で事故 逮捕され停職３か月〈放送報道〉
・毎年 10 月は「LP ガス消費者保安月間」です〈経済産業省〉
・11 月は「過労死等防止啓発月間」です〈厚生労働省〉
□大災害、原発事故対策
[大震災対策]
・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域を指定した件（内閣府告示第99号）〈官報〉
・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域を指定した件（内閣府告示第100号）〈官報〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道
[3] 輸出入管理
◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第 318 号）〈官報〉
◇輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第 77 号）〈官報〉
◇「輸出貿易管理令の一部を改正する政令」が閣議決定されました〈経済産業省〉
[4] 廃棄物関係
◇京都市、火葬後の貴金属売却へ「財政難だからではない」見込み額１億円超〈新聞報道〉
[5] 環境安全関係
◇（仮称）戸井風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
[6] 調査、公募、意見募集等
[公募結果、意見募集結果]　１件
[7] その他省庁発表　５件
[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　３件　[開催記録、報告、資料等]　４件
[付録]
◇11 月は「過労死等防止啓発月間」です〈厚生労働省〉

茶（チャ）

◇第九十回作業環境測定士試験の実施（厚生労働省）〈官報〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇金属溶接工場で火災　車やバイクも焼く　三重・亀山

＜伊勢新聞　2022 年 10 月 3 日＞　https://www.isenp.co.jp/2022/10/03/82086/

2 日午前 0 時 15 分ごろ、三重県亀山市長明寺町の溶接業葛西善一さん（79）が管理する金属溶接工場で出火。軽量鉄骨二階建て工場 1 棟約 240 平方メートルを全焼したほか、敷地内にあった車とバイク、コンバインの計 7 台を焼き、約 2 時間 45 分後に鎮火した。親族で発見者の 20 代女性が避難時に右足打撲の軽傷を負った。

亀山署によると、前日に工場敷地内でバーベキューをしていたといい、出火原因との関連を調べている。

◇*事故、事件の続報*

〇金沢工業大学内で実験中の学生ら 3 人重軽傷

・クレーン吊り上げ準備中に土壁の下敷きに…金沢工業大学で学生ら 3 人が重軽傷

＜TBS　2022 年 9 月 21 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/159031?display=1

20 日、石川県白山市の金沢工業大学で、女子学生 2 人と男性教授が重さ約 400 キロの土壁の下敷きとなり、重軽傷を負った事故は、床に立てた 9 枚の土壁のうち端の 1 枚をクレーンで吊り上げる準備をしていた際に起きていたことが分かりました。

20 日午後 2 時 45 分ごろ、白山市八束穂の金沢工業大学やつかほリサーチキャンパスの実験室で、土壁がドミノ倒しになり、女子学生 2 人と教授が下敷きになりました。この事故で 25 歳の女子学生が頭を強く打つなどして重傷を負い、22 歳の女子学生と 64 歳の男性教授が足などにけがをしました。倒れた土壁は縦 2.7 メートル横 1.8 メートルで、重さは約 400 キロあるということです。

消防によりますと、実験室には 9 枚の土壁がおよそ 80 センチの間隔で立てられていて、両脇の 3 か所は一辺が 5 センチほどの角材でビス止めされていたということです。その際、最も端の 1 枚を男性教授がクレーンを使ってひもをかけ吊り上げる準備をしていたところ、他の 8 枚の土壁がドミノ倒しになたっということです。

事故当時は土壁の耐震性を調べる実験の準備作業中で、警察は業務上過失傷害の疑いも視野に調べを進めています。

・食い違う当時の状況… 土壁が倒れ学生らが下敷きに 事故はどのようにして起きた？

＜TBS　2022 年 9 月 21 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/159694?display=1

・学生らが推定 400 キロの土壁の下敷きに「ヘルメットはしていなかった」 3 人が重軽傷で大学が緊急会見

＜TBS　2022 年 9 月 21 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/159683

20 日、石川県白山市の金沢工業大学で女子学生 2 人と男性教授が重さおよそ 400 キロの土壁の下敷きとなり、重軽傷を負った事故。どのような状況で 8 枚の土壁が次々と倒れたのか、大学が記者会見で説明しました。

事故があったのは、白山市八束穂の金沢工業大学やつかほリサーチキャンパスの実験室で、20 日午後 2 時 45 分ごろ、学生から消防に通報が入りました。

学生から 119 番

「実験の土壁が倒れて 3 人が挟まっています。足が折れているかもしれません」

実験に使う土壁を移動させる作業をしていた際、9 枚のうち 8 枚が次々とドミノ倒しになり、女子学生 2 人と教

授が下敷きになりました。この事故での女子学生(25)が頭を強く打つなどして大けがをし、女子学生(22)と男性教授(64)が足などにけがをしました。いずれも命に別状はありませんでした。消防によりますと、倒れた土壁は縦2.7メートル横1.8メートルで重さは1枚でおよそ400キロだということです。

金沢工業大学 大沢敏学長

「本日は大学の研究所内で実験中に事故を起こしてしまい、またそれによってけが人が発生したこと、大変申し訳なく思っています」

金沢工業大学は21日午後3時から記者会見を行い、当時の状況を説明しました。

金沢工業大学産業連携局 河合儀昌局長

「試験体（土壁）を実験する装置のほうへ移動する作業を始めたところで、支えていたねじを外していたところ壁が崩れてきた」

大学によりますと、男性教授と女子学生2人が耐震実験に使う土壁を移動させようと、固定していた角材からねじを外す作業にあたっていたところ、土壁が倒れたということです。当時、実験準備中の学生はヘルメットをつけていなかったということで、警察は業務上過失傷害の疑いも視野に調べを進めています。

・<u>【会見全文】大学内で実験中の学生ら3人ケガ 事故の発生状況は?</u>

＜北陸放送　2022年9月21日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/0fdff124b2a74382a608771fc681da3e8271cbf4/images/000

金沢工業大学内での実験中に起きた20日の事故について、大学側が翌日に開いた会見です。

学長「一刻も早い回復を祈る」

金沢工業大学 大沢敏 学長 「大学の研究所内で実験中に事故を起こしてしまい、また、それによってけが人が発生してしまったこと、これを大変申し訳なく思っております。そして怪我をされた学生さん、教員の一刻も早い回復を祈っている次第でございます」

事故の経緯

金沢工業大学 宮里心一 地域防災環境科学研究所長 「まず9月20日ですが、14時43分に事故が発生しました。場所は金沢工業大学の「やつかほリサーチキャンパス」内にある、69号館地域防災環境科学研究所1階の実験室で事故が発生しました。けがをされた方は、建築学部の学生2名、それから教員1名でございます。実験にはその他、2名の学生が携わっていたということでございます。 実験内容でございますが、日本家屋の土壁の耐震性能の実験を行う最中でした。まず14時43分ごろ事故が発生、44分には同席して実験をしていた学生が119番に電話をして、救急車を呼びました。50分には研究所があるリサーチセンターの事務所から、本校に連絡があり、職員が向かい策をとることとなりました。ケガの状況でございますが、保護者様とのやりとりを行っているところで、その詳細については、はっきりとは申し上げられませんが、現在入院して治療中であるということで、3名とも入院しているという状況でございます」

事故が起きた時の状況

金沢工業大学 河合儀昌 産学連携局長 「今回の実験につきましては、土壁を模型として作り、試験機にかけて耐震の性能を測る試験を行っております。昨日は、試験体として作りました土壁9枚を試験状態に並べておき、少し離れた場所にある、試験機の方へかけて、実際の荷重をかけるような試験実験を予定しておりました。 状況は、土壁を9枚並べて置いてあったんですけれども、一番端の方にクレーンとロープで維持するような形で実験を始めております。壁は棒で支え、それぞれ固定していくようなことをしていたんですけれども、それを1枚外して、実験装置の方へ移動する作業を始めたところで、壁を支えていたねじを教員と学生で外していたところ、突如の壁が崩れてきた、ということが今回の状況でございます。教員と学生2名がまだ入院中ですので、なぜそこで崩れてきたかという状況がちょっとまだ詳しくつかめておりませんので、タイミングはねじを外すタイミングではあったんですけれども、その壁が、なぜ倒れてきたかということにつきましては、あともう少し時間をかけて調査していきたいと思います」

・<u>法政大１年死亡の自転車ロードレース事故　連盟が経過報告書「少なくとも２４人転倒」現場は危険と判断せずクッションなし</u>

＜南日本放送　2022 年 10 月 2 日＞　https://www.mbc.co.jp/news/article/2022100200059929.html
鹿児島県の南大隅町で先月開かれた自転車ロードレース大会で、出場した大学生１人が転倒して死亡した事故で、主催者側が事故の報告書を発表しました。
この事故は先月、南大隅町で開かれた全日本大学対抗選手権自転車競技大会で、選手が集団で転倒し、法政大学１年の塩谷真一朗さん（１９）が死亡したものです。
大会を主催した日本学生自転車競技連盟は、今月１日、経過報告書を発表しました。報告書によりますと、レースが行われた９月４日午前１１時前、下り坂のカーブで出走集団の選手が何らかの原因で転倒し、後方にいた複数の選手がよけきれず、連鎖的に転倒したとみられるということです。塩谷選手を含む少なくとも２４人が転倒し、棄権するなど影響を受けました。
主催者側は、転倒などのおそれがある危険な箇所に防護柵やクッションなどを設置していましたが、事故があった場所は「危険ではない」と判断し、設置していませんでした。
事故を受けて塩谷さんの遺族は「息子の死が無駄にならないように安全性を高めて競技を再開し、前に進んで行ってほしい」とコメントしています。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・石綿救済法に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定結果について
＜環境省　2022 年 10 月 3 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00628.html
環境大臣は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、(独)環境再生保全機構（以下「機構」という。）からの申出に対する医学的判定を令和４年 10 月３日（月）に行い、判定結果を機構に通知しましたのでお知らせします。
◎医学的判定の結果（別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」）
　医療費等の申請に係る 114 件、特別遺族弔慰金等の請求に係る 59 件について医学的判定を行いました※１※２。
　これらのうち、石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できなかったものについては、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料の提出を求め、改めて判定を行うことになります。
※1 うち 40 件（医療費等：26 件、特別遺族弔慰金等：14 件）は、これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めていたものについて、改めて判定を行ったものです。
※2 このほか、認定の更新申請に係る２件について、認定疾病が有効期間の満了後においても継続するとは認められないとの医学的判定が行われました。なお、認定の更新申請に係るその他の案件については、申請書に添付された診断書等において認定疾病が有効期間の満了後においても継続することが明らかであったことから、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給関係）について（通知）（令和元年５月７日 環保企発第 1905071 号 環境省大臣官房環境保健部長通知）」等に基づき、環境大臣に医学的判定を申し出ることなく、機構において更新の手続がとられています。
添付資料
別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」
　　https://www.env.go.jp/content/000077466.pdf

・長崎大学病院医師が酒気帯び運転で事故 逮捕され停職３か月
＜NHK　2022 年 10 月 3 日＞　https://www3.nhk.or.jp/lnews/nagasaki/20221003/5030016200.html
ことし８月、長崎大学病院の５０代の医師が酒を飲んで車を運転し、長与町内のフェンスに衝突して壊し酒気帯び運転の疑いで逮捕され、長崎大学は３日この医師を停職３か月の懲戒処分にしました。
懲戒処分を受けたのは、長崎大学病院に勤務する５０代の男性医師です。
長崎大学や警察によりますとこの医師はことし８月、酒を飲んで車を運転し、長与町嬉里郷の美容室のフェンスに衝突して壊し、酒気帯び運転の疑いで逮捕されました。
この医師は大学の調査に対して、「自宅で酒を飲んでいたが、食べ物を買いにいくために車を運転してしまった」と話しているということです。

長崎大学は３日付けで医師を停職３か月の懲戒処分にしました。
長崎大学の河野茂学長は、「医師として人の命と健康を守るべき立場にありながら、重大な法令違反を犯したことは誠に遺憾だ。改めて教職員に対して、安全運転に徹する決意を深く心に刻むようお願いする」とコメントしています。

・毎年 10 月は「**LP ガス消費者保安月間**」です
＜経済産業省　2022 年 10 月 3 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220930013/20220930013.html?from=mj
経済産業省は、2022 年 10 月 1 日から、「2022 年度 LP ガス消費者保安月間」を実施します。保安月間中は、LP ガス関係団体等にも御協力をいただき、LP ガス事故防止のための保安啓発活動を集中的に実施することにより、LP ガスをお使いの方々の保安意識の向上を図ります。
1. 期間
2022 年 10 月 1 日(土曜日) ～31 日 (月曜日)
2.「2022 年度 LP ガス消費者保安月間」の重点実施項目
(1)業務用消費者に対して、CO 中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器・CO 警報器の設置促進に重点をおいた周知の徹底を図ります。
(2)一般消費者等に対して、LP ガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO 中毒事故防止対策、ガスが漏えいした場合の適切な対処方法を周知します。
(3) 供給管・配管の事故防止対策として他工事業者による埋設管破損を防止するため、ＬＰガス販売事業者は、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合、確実にお知らせいただけるよう一般消費者等に対して周知するとともに、原則として工事の際に立ち会うなどして事故防止の徹底に努めます。
(4)高齢者及び一人暮らしの消費者に対して、LP ガス設備を安全に使用するための保安啓発を行います。
(5)災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、最新の「LP ガス災害対策マニュアル」に基づいた取組を着実に実施していきます。
3. 経済産業省の LP ガス消費者保安月間実施事項
(1)関係団体と協力し、保安活動に貢献した LP ガス販売事業者等を対象に表彰式を実施します。
※今年度は、新型コロナ感染症対策を行った上で、実施いたします。
(2)LP ガス安全委員会（LP ガス関係団体等が参加した消費者保安対策の実施団体）に対して、以下の事業の実施を通じた保安啓発活動の協力を要請します。
①　業務用ＬＰガス保安ガイドの印刷・配布
②　家庭用ＬＰガス保安ガイドの印刷・配布
③　地震時対応ＬＰガス保安ガイドの印刷・配布
④　安全なＬＰガス器具の紹介コンテンツ等の作成
⑤　ポスターの作成・配布
⑥　ＬＰガス安全委員会ホームページを通じた情報提供
(3)各都道府県、高圧ガス保安協会及び LP ガス関係団体に対して、消費者保安意識の高揚を図るため、各地域においてイベント及びキャンペーン活動等を積極的に実施するとともに相互に協力を行うよう要請します。
(4)LP ガス販売事業者等に対して、LP ガス関係団体及び各産業保安監督部を通じ、下記を目的とした各種保安活動の実施について協力を要請します。
①　安全装置付き器具への交換促進
②　空き部屋等も含めたリフォーム時及び点検・調査時における回収対象機器の確認
③　長期使用製品安全点検制度への理解促進
④　集中監視システムの普及促進
⑤　LP ガス販売事業者が行う保安業務の内容の周知
⑥　消費者が行う LP ガス設備の維持管理項目及び方法の周知
(5)上記のほか、経済産業省では、消費者に係る事故を未然に防止する観点から、各種広報媒体を通じ保安啓発活

動等を実施します。

・11 月は「**過労死等防止啓発月間**」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

＜厚生労働省　2022 年 10 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zZLhlv-kKvgp1xBY

--------＞ *末尾［付録］*

□*大災害、原発事故対策*

[大震災対策]

・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域を指定した件（内閣府告示第 99 号）

［官報］　令和 4 年 10 月 3 日　本紙　第 829 号　1～2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221003/20221003h00829/20221003h008290001f.html

---

・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域を指定した件（内閣府告示第 100 号）

［官報］　令和 4 年 10 月 3 日　本紙　第 829 号　2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221003/20221003h00829/20221003h008290002f.html

---

[福島原発事故]

[原子力施設全般]

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 10 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_aLRps-UGsgZ5uBY

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 10 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U7bLBtt-ECtgJ9rBY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和４年 10 月３日版）

＜厚生労働省　2022 年 10 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3YLxhu-OOug5x0BY

・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました

＜厚生労働省　2022 年 10 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_aLRps-UGsgZ4eBY

[対策・予防]

◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 143 号）

［官報］　令和 4 年 9 月 30 日　特別号外　第 87 号　1～11 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220930/20220930t00087/20220930t000870001f.html

---

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 144 号）

［官報］　令和 4 年 9 月 30 日　特別号外　第 87 号　11～12 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220930/20220930t00087/20220930t000870011f.html

---

◇省庁発表

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。

＜厚生労働省　2022 年 10 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zZLhlv-kKvgp0RBY
・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）についてを更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 10 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=3zpGLCzFVh4lEvBNY

◇<u>ワクチン、検査薬、治療薬等</u>
・新型コロナワクチン 令和４年秋開始接種（オミクロン株対応２価ワクチンの接種）についてのお知らせを掲載しています。
＜厚生労働省　2022 年 10 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A-abVosuQHswd5GRY

・新型コロナ　２学会が推す「新薬候補」を国の審査が退けた理由
＜毎日新聞　2022 年 10 月 3 日＞
https://mainichi.jp/premier/health/articles/20220930/med/00m/100/001000c
　2022 年 7 月 20 日、厚生労働省の部会は、新型コロナウイルス感染症の特効薬候補だった塩野義製薬（以下「塩野義」）の「ゾコーバ」（一般名:エンシトレルビルフマル酸）の緊急承認を見送ると決めました。これに対して 9 月 2 日、日本感染症学会と日本化学療法学会（双方とも由緒ある大きな学会です）が厚労省に提言を出し、その中で、緊急承認見送りの決定を取り下げて、ゾコーバを緊急承認するように、事実上、求めました。
　ここから話はさらに複雑になります。両学会の提言に対し、感染症専門医を含む複数の医療従事者が SNS などに批判のコメントを載せたのです。「両学会の方針が間違っている＝ゾコーバの承認を現時点で認めるべきではない」という意見が医師の間に多いわけです（詳しくは、医療プレミアの西田佐保子記者の記事「塩野義のコロナ治療薬　承認を求める感染症学会らの提言に疑問の声」をご参照ください）。
厚労省、学会、医師たちの見解は一致せず
　両学会は批判する医師の声に応じるかたちで「『新型コロナウイルス感染症における喫緊の課題と解決策に関する提言』に関する補足説明」というタイトルの「補足」を発表しました。そこには、「（両学会は）ウェブ会議を８月中に２回行うとともにメールでの意見交換を行いました。意見をふまえて作成した提言案を、さらに両学会の役員（理事・監事）全員にお示ししてご意見を伺いました。いただいたご意見はさまざまでしたが、提言を出すことに対して反対意見はありませんでした」と、役員全員で議論したと書かれています。
　ただし、たとえば感染症学会の評議員を務める岡秀昭・埼玉医科大総合医療センター教授は、この提言に反対の立場で、上述の医療プレミアの記事にコメントを寄せています。つまり「役員の反対はなかった」とはいえ、学会内には反対者もいたのです。
　とはいえ、二つの学会が厚労省に提唱したように、ゾコーバの早期承認を求める医師もまた少なくありません。つまり、医師の間で意見が分かれており「承認すべきだ」という意見も「承認すべきでない」という意見もあるのです。
　いったい、ゾコーバは新型コロナには効かないのでしょうか。それとも少しくらいは効果があるのでしょうか。まずは客観的な事実を確認していきましょう。
審査の結論「改善効果は確認できず」
　薬の審査などを行う独立行政法人「医薬品医療機器総合機構」（PMDA）は、ゾ…
****
[3] ***<u>輸出入管理</u>***
◇<u>輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第 318 号）</u>
　　［官報］　令和４年９月 30 日　特別号外　第 88 号　２頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20220930/20220930t00088/20220930t000880002f.html
あらまし
◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第三一八号）　（経済産業省）
１　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシアを仕向地とする軍用の化学 製剤の原料となる物質等の輸出について承認を要することとした。（第二条及び別表第二の三関係）
２　この政令は、令和四年一〇月七日から施行することとした。

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和４年９月30日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第318号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の三及び第一号の六中「第二号フ」を「第一号の二、第二号フ」に改める。別表第二の三第一号の次に次の一号を加える。

一の二次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前号に掲げる貨物を除く。）

イ　軍用の化学製剤の原料となる物質並びに軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質及びその原料となる物質

ロ　次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置

⑴　反応器
⑵　貯蔵容器
⑶　熱交換器及び凝縮器
⑷　蒸留塔及び吸収塔
⑸　かくはん機
⑹　弁
⑺　ポンプ及びその部分品
⑻　局所排気装置
⑼　化学物質の分析又は検知に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置
⑽　電解槽及びその部分品
⑾　圧縮機

ハ　次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品

⑴　物理的封じ込めに用いられる装置及びその部分品
⑵　発酵槽
⑶　遠心分離機
⑷　物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置
⑸　核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置

別表第二の三第二号中「前号」を「前二号」に改め、同表第二号の二中「前二号」を「前三号」に改め、同表第三号中「前三号」を「前各号」に改める。

附　則

この政令は、令和四年十月七日から施行する。

経済産業大臣　　西村　康稔
内閣総理大臣　　岸田　文雄

◇輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第77号）

［官報］　令和４年９月30日　特別号外　第88号　2～6頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220930/20220930t00088/20220930t000880002f.html

○経済産業省令第77号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を定める。

令和４年９月30日　　経済産業大臣　　西村　康稔

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第一条　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第二の三第一号の二イに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するもの及びこれらの物質を含む混合物（混合物にあっては、第一号から第三十二号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の九〇パーセントを超えるもの及び第三十三号から第七十三号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の九五パーセントを超えるものに限る。）とする。 一　アセチレン 二　アセトン 三　アンチモン 四　ベンズアルデヒド 五　ベンゾイン 六　塩素 七　ジシクロヘキシルアミン 八　エチレン 九　酸化エチレン 十　フルオロアパタイト 十一　硫化水素 十二　マンデル酸 十三　クロロメタン（別名塩化メチル） 十四　ヨウ化メチル 十五　メチルメルカプタン 十六　エチレングリコール（別名エタンジオール） 十七　シュウ酸ジクロリド（別名塩化オキサリル） 十八　硫化カリウム 十九　チオシアン酸カリウム 二十　塩化チオホスホリル 二十一　亜リン酸トリイソブチル 二十二　次亜塩素酸ナトリウム 二十三　三酸化硫黄 二十四　黄りん 二十五　赤りん 二十六　メタノール 二十七　エタノール 二十八　一－ブタノール 二十九　二－ブタノール	［新設］

三十　イソブタノール 三十一　ターシャリーブタノール 三十二　シクロヘキサノール 三十三　三塩化アルミニウム 三十四　ジクロロメタン（別名二塩化メチレン） 三十五　Ｎ・Ｎ－ジメチルアニリン 三十六　臭化イソプロピル 三十七　イソプロピルエーテル 三十八　イソプロピルアミン 三十九　臭化カリウム 四十　ピリジン 四十一　臭化ナトリウム 四十二　金属ナトリウム 四十三　トリブチルアミン 四十四　トリエチルアミン 四十五　トリメチルアミン 四十六　ヒ素 四十七　三酸化二ヒ素 四十八　ビス（二－クロロエチル）エチルアミン塩酸塩 四十九　ビス（二－クロロエチル）メチルアミン塩酸塩 五十 ベンジル 五十一　一－ブロモ－二－クロロエタン 五十二　ジエチルエーテル 五十三　ジメチルエーテル 五十四　Ｎ・Ｎ－ジメチルアミノエタノール 五十五　一・二－ジクロロエタン（別名二塩化エチレン） 五十六　エチレングリコールモノメチルエーテル 五十七　ブロモエタン（別名臭化エチル） 五十八　クロロエタン（別名塩化エチル） 五十九　エチルアミン 六十　ヘキサメチレンテトラミン 六十一　イソシアン酸メチル 六十二　イソプロパノール 六十三　メチルアミン 六十四　ブロモメタン（別名臭化メチル） 六十五　ニトロメタン 六十六　ピクリン酸 六十七　二－メチルキノリン 六十八　亜リン酸トリブチル 六十九　トリス（二－クロロエチル）アミン塩酸塩 七十　ジエチレントリアミン 七十一　ブチリルコリンエステラーゼ	

七十二　三－ジメチルカルバモイルオキシ－一－メチルピリジニウムブロミド（別名臭化ピリドスチグミン）	
七十三　塩化オビドキシム	
第二条　輸出令別表第二の三第一号の二ロに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。	［新設］
一　反応器であって、容量が〇・一立方メートル超二〇立方メートル未満のもの	
二　貯蔵容器であって、容量が〇・一立方メートルを超えるもの	
三　熱交換器及び凝縮器であって、伝熱面積が〇・一五平方メートル超二〇平方メートル未満のもの	
四　蒸留塔及び吸収塔であって、塔の内径が〇・一メートルを超えるもの	
五　かくはん機であって、第一号に該当するものに用いるように設計されたもの	
六　弁であって、呼び径が一〇A超であるもの	
七　軸封をしたポンプ及びシールレスポンプであって、最高規定吐出し量が一時間につき〇・六立方メートルを超えるもの	
八　真空ポンプであって、最高規定吐出し量が一時間につき一立方メートルを超えるもの並びにその部分品として設計されたケーシング、ケーシングライナー、インペラー、ローター及びジェットポンプノズルのうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの	
イ　ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金	
ロ　ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金	
ハ　ふっ素重合体	
ニ　ガラス	
ホ　黒鉛又はカーボングラファイト	
ヘ　タンタル又はタンタル合金	
ト　チタン又はチタン合金	
チ　ジルコニウム又はジルコニウム合金	
リ　セラミック	
ヌ　フェロシリコン	
ル　ニオブ又はニオブ合金	
九　床置き用のウォークイン型の囲い式局所排気装置であって、最小公称幅が二・五メートル以上のもの	
十　化学物質の分析又は検知に用いられる装置並びに	

その部分品及び附属装置 十一　電解槽及びその部分品であって、次のいずれかに該当するもの イ　クロルアルカリ電解槽（水銀電解槽、隔膜電解槽及びイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。） ロ　チタン電極（他の金属酸化物でコーティングしたものを含む。）であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように特に設計したもの ハ　ニッケル電極（他の金属酸化物でコーティングしたものを含む。）であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように特に設計したもの ニ　チタン‐ニッケルのバイポーラ電極（他の金属酸化物でコーティングしたものを含む。）であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように特に設計したもの ホ　アスベストの隔膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように特に設計したもの ヘ　ふっ素重合体を基材とした隔膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように特に設計したもの ト　ふっ素重合体を基材としたイオン交換膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように特に設計したもの 十二　圧縮機であって、湿潤又は乾燥状態の塩素を圧縮するために特に設計したもの 第三条　輸出令別表第二の三第一号の二ハに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 一　物理的封じ込めに用いられる装置及びその部分品であって、次のいずれかに該当するもの イ　クラス‐Ⅱ安全キャビネット及びグローブボックス ロ　物理的封じ込めのレベルがＰ三又はＰ四である施設に使用される可能性のあるコンベンショナル方式又は乱流方式のクリーンルーム及び自己完結型ファン付きＨＥＰＡフィルターユニット 二　内容積が一〇リットル以上二〇リットル以下の発酵槽であって、生物系材料を扱うことができるもの 三　ローター容量が四リットル以上のバッチ式の遠心分離機であって、生物系材料を扱うことができるもの 四　物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置であって、ろ過及び給気式の全面型面体	［新設］

呼吸用防護具 五　核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置であって、一部又は全体が自動化されたもののうち、五〇ベースを超える核酸を生成するように設計したもの	
第四条　輸出令別表第二の三第二号イに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。	第一条　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第二の三第二号イに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一～十五　［略］	一～十五［略］
第五条・第六条　［略］	第二条・第三条　［略］
第七条　輸出令別表第二の三第二号ニに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 一　第四条又は輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管、光学素子及びこれらの部分品の製造のために特に設計した装置 二　半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用に特に設計した装置であって、次のいずれかに該当するもの並びにこれらを組み込んだ装置及びこれらと同等の特性を有する装置 イ　［略］ ロ　マスク、マスク基板、マスク製造装置及び画像転写装置であって、半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用のもののうち、次のいずれかに該当するもの ㈠　完成したマスク及びレチクル（次のいずれかに該当するものを除く。） １　第四条又は貨物等省令第六条第一号に該当しない集積回路を製造するためのもの ２　［略］ ㈡～㈧　［略］ ハ・ニ　［略］	第四条　輸出令別表第二の三第二号ニに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 一　第一条又は輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管、光学素子及びこれらの部分品の製造のために特に設計した装置 二　半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用に特に設計した装置であって、次のいずれかに該当するもの並びにこれらを組み込んだ装置及びこれらと同等の特性を有する装置 イ　［略］ ロ　マスク、マスク基板、マスク製造装置及び画像転写装置であって、半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用のもののうち、次のいずれかに該当するもの ㈠　完成したマスク及びレチクル（次のいずれかに該当するものを除く。） １　第一条又は貨物等省令第六条第一号に該当しない集積回路を製造するためのもの ２　［略］ ㈡～㈧　［略］ ハ・ニ　［略］
第八条　輸出令別表第二の三第二号ホに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 一　第四条又は貨物等省令第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管及び光学素子並びにこれらの部分品の検査又は試験のために特に設計した装置 二　［略］	第五条　輸出令別表第二の三第二号ホに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 一　第一条又は貨物等省令第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管及び光学素子並びにこれらの部分品の検査又は試験のために特に設計した装置 二　［略］
第九条　［略］	第六条　［略］

第十条　輸出令別表第二の三第二号トに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 一～四　［略］ 五　第十一条に該当する端末インターフェース装置を組み込んだ装置 六～七　［略］	第七条　輸出令別表第二の三第二号トに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 一～四　［略］ 五　第八条に該当する端末インターフェース装置を組み込んだ装置 六～七　［略］
第十一条・第十二条　［略］	第八条・第九条　［略］
第十三条　輸出令別表第二の三第二号ヌに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、第十一条に該当する通信装置用の光ファイバーの材料として設計したガラスその他の材料のプリフォームとする。	第十条　輸出令別表第二の三第二号ヌに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、第八条に該当する通信装置用の光ファイバーの材料として設計したガラスその他の材料のプリフォームとする。
第十四条～第二十三条　［略］	第十一条～第二十条　［略］
第二十四条　輸出令別表第二の三第二号ナに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、第十九条に掲げる貨物及びその部分品の試験装置、検査装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品であって、次のいずれかに該当するものとする。 一～三　［略］	第二十一条　輸出令別表第二の三第二号ナに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、第十六条に掲げる貨物及びその部分品の試験装置、検査装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品であって、次のいずれかに該当するものとする。 一～三　［略］
第二十五条　［略］	第二十二条　［略］
第二十六条　輸出令別表第二の三第二号ムに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 一　［略］ 二　第十八条第二号に該当する光ファイバーのプリフォームであって、ふっ化物の純度が九九・九九九パーセント以上のもの	第二十三条　輸出令別表第二の三第二号ムに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 一　［略］ 二　第十五条第二号に該当する光ファイバーのプリフォームであって、ふっ化物の純度が九九・九九九パーセント以上のもの
第二十七条～第七十五条　［略］	第二十四条～第七十二条　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、令和四年十月七日から施行する。

◇「輸出貿易管理令の一部を改正する政令」が閣議決定されました

＜経済産業省　2022 年 10 月 3 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/10/20221003001/202210003001.html?from=mj

経済産業省では、大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止を目的として、「外国為替及び外国貿易法」及び同法に基づく輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）による輸出管理等を行っています。

今般、2021 年の国際輸出管理レジーム会合における合意に基づく規制対象となる貨物の見直しに関して、「輸出貿易管理令の一部を改正する政令」が、本日閣議決定されましたので、お知らせします。

1. 改正の概要

国際輸出管理レジーム会合における合意を国内において着実に実施するため、規制対象となる貨物の見直しを行います。

具体的な改正内容は以下のとおりです。

＜輸出令別表第１関係＞

ふっ化シリコーン油を主成分とする潤滑剤として使用することができる材料の削除【輸出令別表第1の5の項(10)の改正】

三酸化二ガリウム又はダイヤモンドの基板等の追加【輸出令別表第１の７の項（22）の改正】
電波等の吸収材に係る規定の改正【輸出令別表第１の 15 の項（2）の改正】
上記の輸出令の改正に伴い、関連する省令等についても改正します。
2. 今後の予定
公布：令和４年 10 月６日（木曜日）
施行：令和４年 12 月６日（火曜日）
[関連資料]
・要綱
https://www.meti.go.jp/press/2022/10/20221003001/20221003001-a.pdf
・輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱
第一　経済産業大臣の輸出の許可を要する貨物として、三酸化二ガリウム又はダイヤモンドの基板又はインゴット、ブールその他のプリフォームを追加する等所要の規定の整備を行うこと。（別表第一関係）
第二　この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行するものとすること。（附則第一項関係）
第三この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。（附則第二項関係）
・改め文・理由
https://www.meti.go.jp/press/2022/10/20221003001/20221003001-b.pdf
・新旧対照表
https://www.meti.go.jp/press/2022/10/20221003001/20221003001-c.pdf
・参照条文
https://www.meti.go.jp/press/2022/10/20221003001/20221003001-d.pdf
****
[4] ***<u>廃棄物関係</u>***
◇<u>京都市、火葬後の貴金属売却へ「財政難だからではない」見込み額１億円超</u>
＜京都新聞　2022 年 10 月３日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/886328
京都市は市中央斎場（山科区）で火葬・収骨後に残る「残骨灰」から歯の治療などに使われた貴金属を抽出し、売却する取り組みを始める。現在、集まった金やプラチナなど約 35 キロの見込み額は１億円超。市は貴金属の取り出しが主目的ではないとするが、死者の尊厳にも関わるため議論を呼びそうだ。
市によると、中央斎場は市内唯一の火葬施設だが、残骨灰を埋める穴が満杯に近く、延命のために昨年度から骨などを細かく砕く減容化を行っている。その過程で貴金属も分別できることから「副産物」として売り払うことにした。
市がまず売却を検討しているのは昨年 4～12 月の残骨灰約 39 トン（約１万３千件分）から抽出した貴金属で、売却額の見込みは１億 1900 万円に上る。内訳は金が７・１キロ（5900 万円）、プラチナが０・２キロ（100 万円）、銀が 21・１キロ（190 万円）、パラジウムが６・２キロ（5600 万円）。関連議案を 21 日に開会した９月議会に提案している。
戦前の判例で残骨灰は自治体の所有とされるため、遺族への説明やパブリックコメントの実施などは考えていないという。一方、結果的に故人の一部を換金することで複雑な感情を抱く遺族もいるとみられ、京都仏教会の関係者も「減容化自体も含め宗教や葬祭業関係者、市民らと深く話し合うことがまず必要ではないか」と疑義を呈する。他都市でも同様の議論はあり、慎重な自治体もある。
市は今後、既に埋めた残骨灰も減容化し、貴金属を取り出す方針。売却金は公共施設整備のための市の基金に積み立て、斎場の改修が必要になった際などに用いるという。市は「金額には驚いたが財政難のため行う訳ではない。残骨灰はひとまとめにするため個別対応は難しく、市が貴金属を取り出さなければ業者が処理の過程で売ってしまうことも考えられる。故人が残したものは市政のために有効活用させていただきたい」と説明する。
****
[5] ***<u>環境安全関係</u>***
◇<u>（仮称）戸井風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について</u>
＜環境省　2022 年 10 月３日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00646.html

****

[6] ***調査、公募、意見募集等***

[公募結果、意見募集結果]

◇ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業の採択結果について

＜経済産業省　2022 年 10 月 3 日＞

https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/saitaku/2022/s220930002.html

****

[7] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 1526 号）

［官報］　令和 4 年 10 月 4 日　本紙　第 830 号　3～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221004/20221004h00830/20221004h008300003f.html

---

◇第九十回作業環境測定士試験の実施（厚生労働省）

［官報］　令和 4 年 10 月 3 日　本紙　第 829 号　8～9 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221003/20221003h00829/20221003h008290008f.html

令和 4 年 10 月 3 日（本紙　第 829 号）

官庁報告　　国家試験　　第 90 回作業環境測定士試験の実施　　-----> 末尾［付録］

◇医師法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 145 号）

［官報］　令和 4 年 10 月 4 日　号外　第 212 号　1～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221004/20221004g00212/20221004g002120001f.html

○厚生労働省令第 145 号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第三項、歯科医師法　（昭和二十三年法律第二百二号）第六条第三項及び薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第九条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 4 年 10 月 4 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

医師法施行規則等の一部を改正する省令

（医師法施行規則の一部改正）

第一条　医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二号書式を次のように改める。

「医師届出票」　　―省略―

（歯科医師法施行規則の一部改正）

第二条　歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二号書式を次のように改める。

「歯科医師届出票」　　―省略―

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第三条　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第六を次のように改める。

「薬剤師届出票」　　―省略―

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇「労働者協同組合法」が 10 月 1 日に施行されました

～出資・意見反映・労働が一体となった新しい法人制度が誕生します～

＜厚生労働省　2022 年 10 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G_6DTpM2WGMob5aJY

我が国では、少子高齢化が進む中、人口が減少する地域において、介護、障害者福祉、子育て支援、地域づくりなどの幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が求められています。
こうした中、2022 年 10 月から、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための選択肢の一つとして、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする組織である「労働者協同組合」に関する法人制度が、スタートしました。
「労働者協同組合法」は、この労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。
　厚生労働省では、労働者協同組合法についてより多くの方々に知っていただくよう、普及啓発活動に取り組んで参ります。
　労働者協同組合法の概要説明や、設立の流れなどをご案内した特設サイトを開設しております。
・特設サイト：「知りたい！労働者協同組合法」　　https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/
・令和４年９月より、全国７箇所でフォーラムを開催し、制度の説明や全国各地の取組事例の紹介をしております。会場とオンライン双方の参加が可能です。（次回は 10 月 29 日（土）13：30～大阪府大阪市にて開催）
　労働者協同組合法周知フォーラム　　https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum
・労働者協同組合法パンフレット　　https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000996508.pdf
----
◇「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の改定版パンフレット等を公開しました。
＜厚生労働省　2022 年 10 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8xZrpnvesIvAh2BhY
****
[8] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***
[開催案内]
・令和４年度　改正フロン排出抑制法に関する説明会の開催について
＜環境省　2022 年 10 月 3 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00668.html
(1)　「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（以下「フロン排出抑制法」という。）の改正により、業務用冷凍空調機器ユーザーのフロン回収義務違反に係る直接罰の導入、建物解体時の取組の強化、フロン回収が確認できない廃棄機器の引取禁止など、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われるための仕組みが、令和２年４月１日より導入されました。
(2)　改正フロン排出抑制法における関係者の役割を解説するため、業務用冷凍空調機器のユーザー（第一種特定製品の管理者）向け説明会並びに建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け説明会の２種類をオンライン形式にて開催します。
別紙 令和４年度 改正フロン排出抑制法に関する説明会 日程
　　https://www.env.go.jp/content/000077911.pdf
　・フロンをとりまく動向について（共通）
　・改正フロン法の概要について　（対象者別）
・令和４年度第６回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会／化学物質審議会第 221 回審査部会／第 228 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会　　10 月 14 日
＜経済産業省　2022 年 10 月 3 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47607
1. 新規化学物質の審議について
2. その他
・総合資源エネルギー調査会　第５回省エネルギー・新エネルギー分科会水素政策小委員会　資源・燃料分科会アンモニア等脱炭素燃料政策小委員会　合同会議　　10 月 7 日
＜経済産業省　2022 年 10 月 3 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47608
1. 水素・アンモニアの商用サプライチェーン支援制度について
2. 効率的な水素・アンモニア供給インフラの整備について

[開催記録、報告、資料等]

・気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 57 回総会の結果について

９月 27 日～10 月１日、スイス（ジュネーブ）

＜環境省　2022 年 10 月 3 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00645.html

・第 2 回燃料アンモニア国際会議を開催しました　　9 月 28 日

＜経済産業省　2022 年 10 月 3 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220930014/20220930014.html?from=mj

・「グリーン社会の実現に向けた競争政策研究会 競争政策上の論点に関する報告書」を取りまとめました

＜経済産業省　2022 年 10 月 3 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220930005/20220930005.html?from=mj

・オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会（第５回）配布資料　　9 月 27 日

＜文部科学省　2022 年 10 月 3 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agkRac8ux2lgtCbL

1. オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について
2. その他

配付資料

【資料 1】早稲田大学と慶應義塾大学の図書館システム共同運用事例

【資料 2】初めて機構統合した大学の図書館の取り組みについて-岐阜大学図書館と名古屋大学附属図書館の挑戦

****

[付録]

◇11 月は「過労死等防止啓発月間」です　　上記［1］関係

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

＜厚生労働省　2022 年 10 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zZLhlv-kKvgp1xBY

厚生労働省では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

月間中は、国民への啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

「過労死等」とは･･･業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡、
もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又は
これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

【取組概要】

１　国民への周知・啓発

・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、47 都道府県 48 会場（東京は２会場）でシンポジウムを開催します（無料でどなたでも参加できます。）。

［参加申込方法］事前に下記ホームページからお申込みください。

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/

・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

国民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

２　過重労働解消キャンペーン（詳細は別紙や下記の特設ページを参照ください。）

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

［過重労働解消キャンペーン特設ページ］

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

「過重労働解消キャンペーン」概要

1　労使の主体的な取組を促します

過重労働解消キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、厚生労働大臣名による協力要請を行います。

2　労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

都道府県労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例をホームページなどを通じて地域に紹介します。

3　重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を行います。

4　過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付日を設定します

11 月１日（火）から 11 月５日（土）（11 月３日（木）を除く。）を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署等の相談窓口において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

また、労働条件相談ほっとラインでも、平日 17：00～22：00、土日祝日 9：00～21：00 に相談をお受けします。

5　特別労働相談を実施します

11 月５日（土）に下記相談窓口にて電話による特別労働相談を実施します。

（１）過重労働解消相談ダイヤル

［電話番号］：０１２０（７９４）７１３（フリーダイヤル　なくしましょう　長い残業）

令和４年 11 月５日（土）９：00～17：00

※労働基準監督官が相談に対応します。

（２）労働条件相談ほっとライン【委託事業】

［電話番号］：０１２０（８１１）６１０（フリーダイヤル　はい！労働）

令和４年 11 月５日（土）９：00～21：00

6　過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10 月～12 月を中心に、オンライン又は会場開催により、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

（無料でどなたでも参加できます。）

［専用ホームページ］　https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/

◇第九十回作業環境測定士試験の実施（厚生労働省）　　上記［7］関係

［官報］　令和４年 10 月３日　本紙　第 829 号　8～9 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221003/20221003h00829/20221003h008290008f.html

令和４年 10 月３日（本紙　第 829 号）

官庁報告

国家試験

第 90 回作業環境測定士試験の実施

作業環境測定法施行規則（昭和 50 年労働省令第 20 号）第 18 条の規定に基づき、第 90 回作業環境測定士試験の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のとおり公告する。

令和４年 10 月３日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

1　試験の種類及び日時
　第二種作業環境測定士試験
　令和５年２月 14 日（火）午前 10 時から
2　試験地　北海道、宮城県、千葉県、愛知県、
　兵庫県、広島県及び福岡県
3　受験資格
⑴　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（旧大学令（大正７年勅令第 388 号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校を含む。以下同じ。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を修了した者を含む。）で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
⑵　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。以下同じ。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
⑶　学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
⑷　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後５年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
⑸　機構により学士の学位を授与された者（理科系統の正規の課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
⑹　職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第９条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第７に定めるところにより行われるもの（当該訓練において履修すべき専攻学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
⑺　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める専門課程又は同令第 36 条の２第２項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第６に定めるところにより行われるもの（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成５年労働省令第１号。以下「平成５年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開規則」という。）別表第３の２に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並びに職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和 60 年労働省令第 23 号）による改正前の職業訓練法施行規則（以下「昭和 60 年改正前の職業訓練法施行規則」という。）別表第１の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和 53 年法律第 40 号）による改正前の職業訓練法（以下「旧職業訓練法」という。）第９条第１項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
⑻　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第２に定めるところにより行われるもの（旧能開規則別表第３に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに昭和 60 年改正前の職業訓練法施行規則別表第１の普通訓練課程及び旧職業訓練法第９条第１項の高等訓練課程の養成訓練を含むい（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
⑼　職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和 53 年労働省令第 37 号。以下「昭和 53 年改正省令」という。）附則第２条第１項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成５年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程及び旧職業訓練法第９条第１項の専修訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後４年以上労

働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑽　職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の３の３に掲げる検定職種のうち、一級、二級又は単一等級の技能検定（当該技能検定において必要とされる知識が主として理学又は工学に関する知識であるものに限る。）に合格した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑾　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める専門課程の高度職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第６の訓練科の欄に定める化学システム系環境化学科の訓練（旧能開規則第９条に定める専門課程、昭和 60 年改正前の職業訓練法施行規則別表第１の専門訓練課程及び旧職業訓練法第９条第１項の特別高等訓練課程の養成訓練のうち旧能開規則別表第３の２、昭和 60 年改正前の職業訓練法施行規則別表第３の２及び昭和 53 年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則別表第３の２（職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和 51 年労働省令第７号）附則第２条の規定による廃止前の特別高等訓練課程の養成訓練に関する基準等を定める省令（昭和 50 年労働省令第 17 号）別表を含む。）の訓練科の欄に掲げる環境化学科の訓練を含む。）を修了し、かつ、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 21 条第１項（同法第 26 条の２において準用する場合を含む。）に規定する技能照査（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 56 号）による改正前の職業訓練法第 12 条第１項に規定する技能照査を含む。）に合格した者

⑿　職業能力開発促進法第 28 条第１項の規定により職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の免許職種の欄に掲げる化学分析科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者

⒀　職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の３の３に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級又は二級の技能検定に合格した者

⒁　8 年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者

⒂　計量法（平成４年法律第 51 号）第 122 条第１項の規定により計量法施行規則（平成５年通商産業省令第 69 号）第 50 条第１号に規定する環境計量士（濃度関係）の登録を受けた者（学校教育法による大学若しくは高等専門学校を卒業し（機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は専門職大学前期課程を修了した者である場合を含む。）、又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業し（学校教育法施行規則第 150 条に規定する者である場合又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者である場合を含む。）、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を修了した者を除く。）

⒃　技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第４条第１項に規定する第二次試験に合格した者、同法第 32 条第１項の規定により登録を受けた技術士（化学部門、金属部門又は応用理学部門に係る登録を受けた者に限る。）又は同項の規定により登録を受けた技術士（衛生工学部門に係る登録を受けた者に限る。）で、空気環境の測定の実務に３年以上従事した経験を有するもの

⒄　臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第２条に規定する臨床検査技師又は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 39 号）附則第３条第１項に規定する者

⒅　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）第８条に規定する公害防止管理者試験（騒音発生施設又は振動発生施設について選任すべき公害防止管理者に係るものを除く。）又は公害防止主任管理者試験に合格した者

⒆　労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 72 条第１項の規定により第一種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、それぞれ５年以上又は３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を修了したもの

⒇　労働安全衛生法第 81 条第２項に規定する労働衛生コンサルタント

(21)　労働安全衛生法第 93 条第１項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者

(22)　労働基準監督官又は労働基準監督官であった者

(23)　作業環境測定法施行規則第 16 条第１項第１号から第４号までに掲げる科目の作業環境測定士試験を受け、一部の科目について合格点を得た者（当該合格点を得た科目の試験の行われた月の翌月の初めから起

算して２年以内に実施される試験を受ける者に限る。）

(24)　その他𦝫（技術士法第４条第１項に規定する第二次試験に合格した者に限る。）、(21)又は(22)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

４　受験申請書の提出期間　令和４年 11 月７日（月）から令和４年 12 月５日（月）までなお、郵便による受験申請書の提出は、令和４年 12 月５日（月）までの消印のあるものを有効とする。

５　合格者の発表　令和５年３月 20 日（月）

６　試験の実施に関する事務を行う者　この試験の実施に関する事務は、作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）第 20 条第１項の規定により指定した公益財団法人安全衛生技術試験協会に行わせるものとする。

７　受験申請書の提出先　公益財団法人安全衛生技術試験協会（〒101-0065　東京都千代田区西神田３丁目８番１号　千代田フアーストビル東館９階　電話 03-5275-1088）

8　受験申請書用紙の交付　次の場所において交付する。

⑴　公益財団法人安全衛生技術試験協会の本部及び各安全衛生技術センター

⑵　各都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）

⑶　中央労働災害防止協会の各地区安全衛生サービスセンター

⑷　公益社団法人日本作業環境測定協会の本部

********** 以上 **********